

豊明市とNTPホールディングス株式会社との包括連携に関する協定書

豊明市（以下「甲」という。）とNTPホールディングス株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携強化を図ることで豊明市内の地域活性化を推進するため、次のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に連携及び協力することにより、地域の活性化及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、協力する。

- （1）健康づくり・介護予防に関すること。
- （2）高齢者支援に関すること。
- （3）防災・防犯に関すること。
- （4）環境に関すること。
- （5）子育て支援に関すること。
- （6）市政のPRに関すること。
- （7）その他、地域の活性化・市民サービスの向上に関すること。

（協議）

第3条 甲及び乙は、前条各号に定める事項を効果的に推進するため、必要に応じて甲及び乙の担当部署を通じて協議を行うものとする。

（指定暑熱避難施設に関する事項）

第4条 乙は、気候変動適応法及び気候変動適応法施行規則に定める指定暑熱避難施設を設定することとし、対象施設は次に掲げるとおりとする。

- （1）名称 NTP名古屋トヨペット 豊明店
 - （2）所在地 豊明市新田町子持松1-4-1
- 2 対象施設の開放可能日等、開放により受け入れることが可能であると見込まれる人数は次に掲げるとおりとする。
- （1）開放する曜日 火曜日～日曜日
 - （2）開放する時間帯 10時～18時
 - （3）開放により受け入れることが可能であると見込まれる人数 30人

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく連携に当たり、知り得た他の当事者の秘密を第三者に開示、漏洩してはならない。ただし、乙は、本協定の履行に必要な範囲

内で、NTPホールディングス株式会社及びその子会社に甲の秘密を開示することができる。

2 前項の規定にかかわらず、事前に相手方の承諾を得た場合、甲又は乙以外の者に対し情報を提供することができるものとする。

（本協定の見直し）

第6条 甲又は乙のいずれかが、相手方に対して本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議のうえ、必要な変更を行うことができる。

（有効期間及び更新）

第7条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から2026年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の30日前までに甲又は乙から相手方に対し、書面による特段の申し出がないときは、本協定の有効期間は、1年間延長されるものとし、以後この例によるものとする。

2 甲及び乙は、前項の定めにかかわらず、相手方に対し、30日前までに書面をもって通知することにより、いつでも本協定を終了させることができる。

（その他）

第8条 本協定に定めのない事項及び本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲及び乙が協議して変更又は解除を行うものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙は、それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

2025年 3月 1日

甲 愛知県豊明市新田町子持松1番地1
豊明市長

小 浮 正 典

乙 名古屋市熱田区尾頭町2番22号
NTPホールディングス株式会社
代表取締役社長

小 栗 一 朗